

# 和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務仕様書

## 1 業務の目的

平成28年12月に「特定複合観光施設区域の整備に関する法律」、いわゆるIR推進法が施行され、カジノ施設を含む統合型リゾート(以下「IR」という。)の整備を推進していくことが決定した。IRについては、観光振興に寄与するとともに、経済波及効果や雇用創出効果が期待でき、地域活性化につながる有効な手段の一つである一方で、様々な社会的リスクが懸念されており、その防止策を講じることも、IRを誘致する上では、非常に重要なファクターである。

本県では、平成14年度より、カジノに関する研究を行い、そのメリット・デメリットについて知見を蓄え、和歌山にふさわしいIRについて、検討を行ってきたところである。本県は、IRを「長期滞在型・県内周遊型観光の拠点」と位置付け、県内全ての市町村、更には関西一円に恩恵が広がるようIRが広域観光のハブとして機能することを目指している。

本業務は、本県がこれまで検討してきた和歌山にふさわしいIRを具現化するための「和歌山IR基本構想(以下「基本構想」という。)」の策定を目的とする。

## 2 契約期間

契約締結日から平成30年3月30日(金)までとする。

ただし、報告書の提出等、成果物の提出期限は平成29年12月15日(金)までとする(国のIRに関する法制度の成立状況により、提出期限を延長する可能性あり)。

## 3 業務内容

### (1) 海外のIR事例調査(要報告書)

- ・本県が想定するIRと規模感やイメージ等が似ている事例を選定すること。
- ・投資規模、経済波及効果、雇用効果、税収増加額等を分析すること。
- ・RFPの要件規定、選定側の評価基準の在り方等の分析を行うこと。
- ・事業者提案内容や示された地域振興策等の分析を行うこと。
- ・最新の依存症対策方法、ノンゲーミング施設(MICE、劇場等)の活用方法等の調査を行うこと。
- ・事例は発注者と相談の上、最低3例選定すること。

### (2) 和歌山IRの事業性分析業務(要報告書)

- ・海外の事例も参考にしながら、本県の商圈の分析を行うことにより、入場者規模やカジノ事業の売上等を複数シナリオで推定すること。
- ・事業性分析は、カジノ施設が外国人専用の場合とそうでない場合の両方で推定を行うこと。

### (3) 交通インフラ概況調査(要報告書)

- ・本県の現在の交通インフラを前提とした場合の、和歌山マリーナシティへの輸送余力の概況を分析すること。

- ・現状の交通インフラの課題分析及び代替交通手段の可能性の検討を行うこと。

(4) R F Cに向けた準備業務

- ・募集要項作成補助業務
- ・R F Cに関するアドバイザー業務

(5) 英訳業務

- ・完成した基本構想の概要版（数ページ程度）の英語版を作成すること。英語版の最終稿はネイティブチェックを行ったものであること。
- ・完成したR F C募集要項の概要版（数ページ程度）の英語版を作成すること。英語版の最終稿はネイティブチェックを行ったものであること。

(6) 基本構想作成アドバイザー業務

- ・本県が作成した基本構想素案（本業務に参加表明後、電子データにて提供）の全体的なアドバイザー業務を行うとともに、必要に応じて視覚化の提案や体裁の修正、素案のブラッシュアップ業務を行うこと。

#### 4 業務打合せ

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、また必要に応じて対面での打合せ（月1回程度）を行うものとする。原則として打合せの場所は和歌山県庁とする。
- (2) 業務のための打合せを行った場合は、受注者は業務打合せ書その都度作成し、発注者に対して提出するものとする。

#### 5 委託上限金額

金10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 6 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ①報告書（A4版） 5部
- ②電子データ 一式

#### 7 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、その都度発注者と協議して決定するものとする。